

仕 様 書

- 1 件名
防火フードの購入
- 2 納入・履行期限
令和2年3月31日（火）までに納入すること。
- 3 納入・履行場所
所属別に分けた上で納入するものとし、詳細は別添のとおりとする。
- 4 支払方法
業務完了払
- 5 発注数量
327枚
- 6 概要規格等
別添のとおり
- 7 個人情報について
草加八潮消防組合個人情報保護条例（平成28年条例第10号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 8 通報義務等
不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。
 - (1) 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (2) 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- 9 その他
 - (1) 本仕様書に疑義がある場合は、担当者と協議すること。
 - (2) 同等品等の証明
同色・同品質又は同等品以上のものを見積もる場合は、担当者にサンプル商品等を提出し、承認を得ること。
 - (3) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

10 問合わせ先

草加八潮消防局総務課 江尻

電話 048 (924) 2112 (直通)

納入・履行場所

1 所属別納入・履行場所一覧

所 属	納入・履行場所	納入数
消防局付総轄担当	草加消防署 (3階)	3枚
消防局総務課	草加消防署 (3階)	29枚
消防局予防課	八潮消防署 (2階)	15枚
消防局警防課	草加消防署 (3階)	8枚
消防局情報指令課	八潮消防署 (2階)	16枚
草加消防署管理課	草加消防署 (2階)	64枚
草加消防署消防第1課	草加消防署 (2階)	
草加消防署消防第2課	草加消防署 (2階)	
草加消防署西分署	草加消防署西分署	36枚
草加消防署青柳分署	草加消防署青柳分署	32枚
草加消防署北分署	草加消防署北分署	31枚
草加消防署谷塚ステーション	草加消防署谷塚ステーション	21枚
八潮消防署管理課	八潮消防署 (2階)	3枚
八潮消防署消防第1課	八潮消防署 (1階)	69枚
八潮消防署消防第2課	八潮消防署 (1階)	

2 各納入・履行場所詳細

- (1) 草加消防署
草加市神明二丁目2番2号
- (2) 草加消防署西分署
草加市西町108番地2
- (3) 草加消防署青柳分署
草加市青柳六丁目23番6号
- (4) 草加消防署北分署
草加市清門二丁目1番43号
- (5) 草加消防署谷塚ステーション
草加市谷塚町525番地2
- (6) 八潮消防署
八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地

防火フード仕様書

草加八潮消防局

1 概要

総務省消防庁発行の消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン（改訂版）に適合するもので、EN13911：2004（消防隊員用欧州防火フード性能基準）に準拠するものとする。

2 形式

放射熱による火傷から顔面等を保護する構成とする。

3 主材料

生地	混紡率	ポリベンゾイミダゾール繊維	20%
		難燃レーヨン	50%
		パラ系アラミド	29.5%
		帯電防止繊維	0.5%
	組織	18ゲージ フライス編ニット	
	色相	黒	
	糸番手	1/48	
	重量	250 g/m ²	
縫い糸	混紡率	メタ系アラミド	100%
	色相	赤	
	糸番手	70/3	

4 縫製条件

- (1) 各部の縫い糸は難燃のものとし、縫いは優良で仕様に際し容易に糸切れ等がないこと。
- (2) 縫い飛び・縫い曲がり・縫いはずれの無いこと。
- (3) 縫い始め縫い終りは返し縫いを行うこと。
- (4) 生地は、すべての部位を2枚重ねにして構成すること。
- (5) 2枚重ねの部分の縫い合わせは、四本針(フラットシーマ)にて縫製すること。
- (6) 顔出し部分は、1.5cm巾のオペロンゴムを使用すること。
- (7) 各部の詳細は、仕様図に基づき誠実に行うこと。

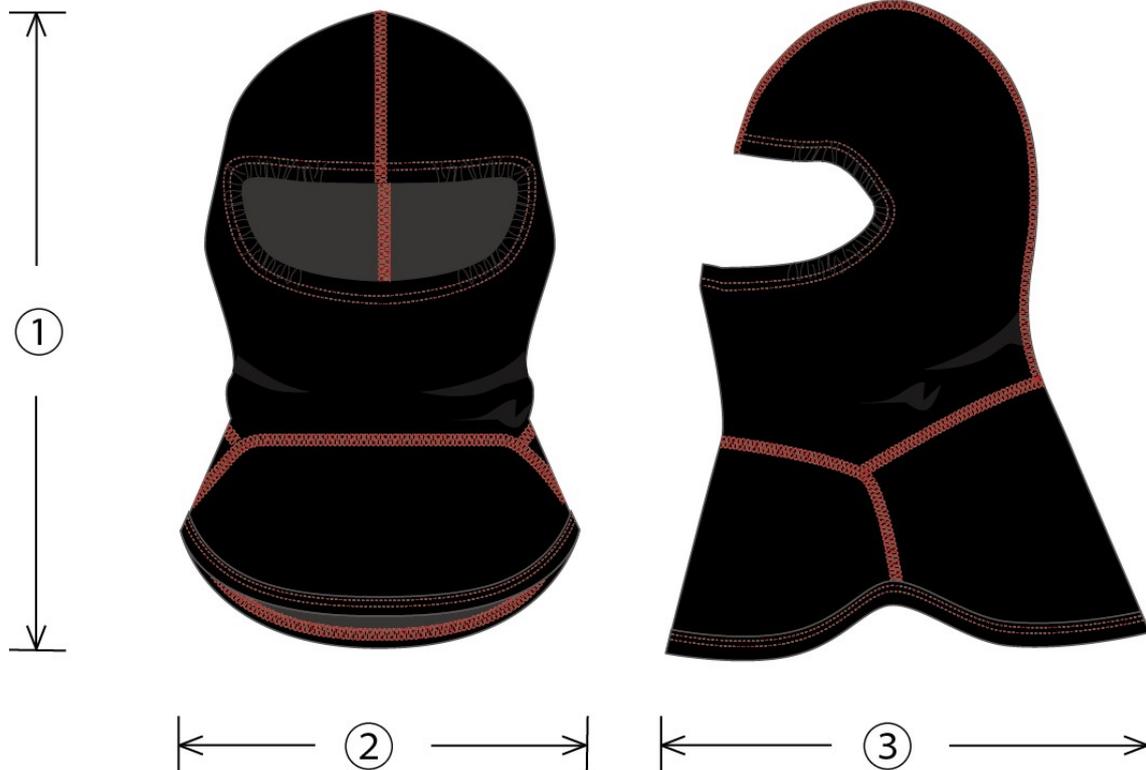
5 その他

- (1) 検収後であっても、生地、付属品及び縫製上の欠陥が認められた時は、受注者の責任として、無償で修理又は交換するものとする。
- (2) 試験成績書・証明書を当組合が必要と判断した場合は提出しなければならない。その際、証明書は一般財団法人カケンテストセンター等公的試験機関が発行した物のみとする。（写し可）

【仕様図】

(前面)

(側面)



サイズ規格 (標準)

単位：cm

サイズ	①	②	③	製品重量
フリー	49	38	45	120g 標準 (±10g)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加八潮消防組合（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 乙は甲の指定した場所又は乙の求めにより甲が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、甲の承認は書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 乙は、個人情報等を甲から受けるとき又は甲に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者、その他必要な事項を記載した書面を甲と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 乙は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 乙は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。